省令

○総務省令第三十四号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十四日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十三項を削り、第六十四項を第六十三項とし、第六十五項から第百六十四項までを一項ずつ繰り上げ、第百六十五項を第百六十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

165　法別表第一の百二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三十五条第二項から第四項までの交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第九項の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　放射線取扱主任者免状の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

第一条第百六十六項中「百二十一の項」を「百二十二の項」に改め、同条第百六十七項中「百二十二の項」を「百二十三の項」に改める。

附　則

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。